

専決処分について（損害賠償額の決定）

本件は、庁有自転車の交通事故の損害賠償額の決定について専決処分しましたので、報告するものです。

【専決処分をした日（損害賠償額を決定した日）】

令和5年11月1日

【概要】

令和4年9月9日、職員が庁有自転車で一般国道1号（桜田通り）から区役所本庁舎に帰庁するため、赤羽橋交差点を右折している途中で、対向車線から右折しようとした相手方の小型乗用自動車と衝突し、左ヘッドランプ等を損傷させた交通事故に伴う損害賠償です。

【損害の状況及び損害額】

相手方の自動車の左ヘッドランプ等が損傷しました。これに伴う損害額は、次のとおりです。

相手方：287,342円

【責任の割合】

区：80% 相手方：20%

【損害賠償額】

229,874円

【事故状況図】

